

岩手県障がい者スポーツ指導者協議会規約

(名 称)

第1条 この会は岩手県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「本会」と称する）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、障がい者スポーツの指導等を通して、障がい者スポーツの普及・振興を図るとともに、地域における障がいのある方のスポーツ参加環境の改善に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、所定の入会手続きを行った公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認の障がい者スポーツ指導者とする。

(資格の喪失・復権)

第5条 第4条に規定する会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 脱会 会員が脱会しようとするときはその理由を付して脱会届を提出し会長の承認を得なければならない。
- (2) 本会の解散
- (3) 除名 会員が次の各号の一つに該当する時は、会長がこれを除名する。
 - ①この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に違反する行為があったとき。
 - ②特別の理由なく会費を3年以上滞納したとき。
- (4) 復権 資格を喪失した者で復権を希望する者は復権届を提出し、審査を受けなければならない。復権を認められた者は喪失期間中の会費を納めなければならない。ただし、復権可能な期間は5年以内とする。

(事 業)

第6条 本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行うことができる。

- (1) スポーツ教室および大会等の支援・協力
- (2) 障がい者スポーツ等研究活動
- (3) 障がい者スポーツ指導員研修会の開催
- (4) 障がい者スポーツ団体及び個人への支援・協力

(役 員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 会 計 1名
- (6) 監 事 2名

(役員選任)

第8条 各役員は総会にて選任する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事あるときは職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会長を補佐し、事務及び業務を行う。

- (4) 理事は、理事会を構成し、本会全般の職務を遂行する。
- (5) 会計は、本会の会計業務を行い、会長を補佐する。
- (6) 監事は、本会の業務および会計に関して監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし再任を妨げない。なお、補欠または増員により選任された役員任期は前任者、または現任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会には、顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会で推挙し、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、これを定めない。

(会議)

第12条 本会は次の会議を開催しなければならない

- (1) 定時総会 (年1回)
- (2) 役員会 (必要に応じて定期的に開催する)

(議長)

第13条 総会及び役員会の議長は、会長とする。

(総会・議事の成立)

第14条 総会は、出席者をもって成立する。議事は、出席者の過半数をもって成立する。

(総会)

第15条 総会は、次の事項を協議する。

- (1) 収支決算、事業報告
- (2) 収支予算、事業計画
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他、重要事項

(会費)

第16条 会員は年会費1,000円を当該年度総会終了後2か月以内に納入すること。また、当該年度1月以降の新規会員については次年度の会費を徴収しない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

付 則

- 1 この規約は平成14年4月21日より施行する。
- 2 この規約を一部改正し、平成25年4月23日より施行する。
- 3 この規約を一部改正し、平成26年4月29日より施行する。
- 4 この規約を一部改正し、平成29年7月31日より施行する。
- 5 この規約を一部改正し、平成30年8月27日より施行する。